

# 新規上場の転換社債型新株予約権付社債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

## 大和証券株式会社

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される転換社債型新株予約権付社債（以下「新規上場 CB」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- **新規上場 CB のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。**
- **新規上場 CB は、国内外の事業会社が発行する債券であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場、金利水準等の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。**
- **新株予約権を行使できる期間に制限があります。また、銘柄によって新株予約権等の行使に関する特殊条項の付されたものがあります。**

### 手数料など諸費用について

- ・ 新規上場 CB を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規上場 CB のお取引にあたっては、株式相場、金利水準等の変動に伴い、上場後の新規上場 CB の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 権利行使の対象となる株式の価格変動に伴い、上場後の新規上場 CB の価格が変動することや、転換後の当該株式の価格が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 市場環境の変化により流動性（換金性）が低くなり、売却することができない可能性があります。

### 有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規上場 CB の発行者や、新規上場 CB の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、上場後の新規上場 CB の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規上場 CB の発行者や、新規上場 CB の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- ・ 権利行使の対象となる株式の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規上場 CB の価格が変動することや、転換後の当該株式の価格が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規上場 CB のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

### 新株予約権、取得請求権等を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください

## **新規上場 CB のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

- 新規上場 CB のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6(書面による金融商品取引契約の解除条項)の規定の適用はありません。

### **新規上場 CB に係る金融商品取引契約の概要**

当社における新規上場 CB のお取引については、以下によります。

- 新規上場 CB の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 新規上場 CB の売出し

### **金融商品取引契約に関する租税の概要**

新規上場 CB の募集又は売出しに際して課税はされません。

なお、上場後の CB に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場 CB の課税は、以下によります。

- 上場 CB の利子については、原則として、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 上場 CB の譲渡益及び償還益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 上場 CB の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する上場 CB の課税は、以下によります。

- 上場 CB の利子、譲渡益、償還益については、原則として、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

### **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規上場 CB のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意いただいた日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ご注文いただいた新規上場 CB のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

## **当社の概要**

商号等	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 108 号
本社所在地	〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 S T O 協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC) 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、上記 FINMAC(連絡先:0120-64-5005)を利用いただけます。
資本金	1,000 億円
主な事業	金融商品取引業
営業開始日	平成 11 年 4 月 26 日
連絡先	大和証券コンタクトセンター(0120-010101)又はお取扱窓口までお問合せください。なお、登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様は、証券仲介コールセンター(0120-050505)までお問合せください。 また、お客様相談センター(03-5555-2222)では、お客様のご意見や苦情を受け付けておりますが、ご注文や株価・残高照会、商品の詳しいご説明、資産運用のご相談は受け付けできませんのでご了承ください。